

● 土地取引状況判断 DI、すべての地域で前期比増：国交省

国土交通省は 12 月 20 日、土地取引動向調査（平成 29 年 8 月調査）の結果を公表した。この調査は、国土交通省が、土地市場の動向に大きな影響を及ぼすと考えられる主要な企業（3435 社：上場企業及び資本金 10 億円以上の非上場企業）を対象に、土地取引などに関する短期的な意向を把握・整理し、簡潔で分かりやすい「先行指標」の作成・提供することを目的に、8 月と 2 月の半期ごとに実施している。

「現在の土地取引状況の判断」についての DI（「活発である」－「不活発である」）は、「東京」は前回調査（平成 28 年 8 月調査）に比べ 4.1 ポイントの増加、「大阪」は 2.2 ポイントの増加、「その他の地域」は 1.3 ポイント増加した。

「1 年後の土地取引状況の予想」については、「東京」は 0.6 ポイントの増加、「大阪」は 4.8 ポイントの増加、「その他の地域」は 0.9 ポイント増加した。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 「公営住宅法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定：国交省

2017 年 12 月 22 日、「公営住宅法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定された。改正所得税法の施行後（2018 年 1 月 1 日以降）においても、公営住宅の「収入」の計算において、現行の所得控除の方法が引き続き適用される。

所得税法における配偶者控除に関する規定等の改正が 2018 年 1 月 1 日から施行されるが、これにおいて「控除対象配偶者」の定義が見直され、これまで所得制限が設けられていなかった「控除対象配偶者」について、「居住者の合計所得金額が 1,000 万円以下」との所得制限が設けられた。また、「老人控除対象配偶者」についても同様の所得制限が設けられた。改正所得税法の施行後においても、公営住宅の「収入」の計算において、現行と同様の所得控除の方法を引き続き適用させるため、公営住宅法施行令第 1 条第 3 号イ及びロを改正し、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者※」とし、「老人控除配偶者」を「同一生計配偶者※で 70 歳以上の者」に改正する。

※ 改正前の所得税法の「控除対象配偶者」（所得制限なし）に相当。

[報道発表資料：国土交通省](#)